

大和市下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 4 月 23 日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第 35 号

大和市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

大和市下水道条例施行規則（平成 7 年大和市規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 3 項ただし書中「及び」を「、」に改め、「給付を受けている者」の次に「その他市長が特に必要と認める者」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。